

萩炭工場焼場従業員労働争議

- 一、名 稱 中野萩炭工場 外四工場
- 二、所 在 地 福岡縣企救郡城野並小倉市三萩野
- 三、事業の種類 炭炭製造
- 四、資 本 金 貳萬八千圓(五工場)
- 五、代 表 者 事業主 中野 光 造 外四名
- 六、従 業 員 數 二十名(五工場)
- 七、争議参加員數 全 員
- 八、争議發生年月日 昭和十一年十月二十二日
- 九、同 解決年月日 同 十月二十三日
- 十、發 生 原 因

十月一日萩炭製炭の五工場主が石炭値上りに伴ひ萩炭一俵に五錢の値上を申し圖十日より實施する旨發表したる處從業

員より値上を要求したるに因る。

十一、要 求 事 項

- 1、萩炭一俵製造に付從來參錢五圓なりしを五錢に値上すること
- 2、從來無賃なりし萩炭一俵に付五錢とす
- 3、従業員組合結成並規約作成を承認されたし
(以下二項は二十三日追加)
- 4、争議費用事業主側負擔
- 5、争議に對する犧牲者を出さざること

十二、經 過

十月二十二日午前一時五工場の従業員二十名は待遇改善要求に關して協議の結果交渉委員三名を擧げ各事業主に交渉を始める一方午前四時の始業時間より罷業に入つた。